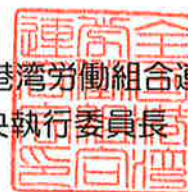


2018年12月3日
全国港湾18発第45号

各 地方労働審議会港湾労働部会 委員 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



労政審港湾労働専門委員会の審議状況と地方港湾労働部会の取り組みについて

労政審港湾労働専門委員会は、19年4月1日施行予定の新たな港湾雇用安定等計画の策定に向けて審議しています。その審議を通じて、組合側より主張していた、計画案を取りまとめる前に地方審議委員の意見の反映の場を設けることになりました。

これは、「報告書(素案)」と「計画素案(素案)」を各労働局から各地方審議委員に照会し意見を求め、4回目の審議(12/26 予定)に反映させて、報告書案と計画案を作成していくというものです。

ついては、本件の「報告書(案)」と「計画(案)」について、下記の取り組みを進めるよう指示します。なお、各地区において取り組むための資料として、この間の取り組みの現状報告を添付しますので参考にされたい。

記

1. 各地方審議会委員は、各労働局からの意見聴取の場に積極的に参加し、「報告書(案)」に盛り込まれたものも含め、「計画(案)」に組合側の主張が盛り込まれるよう取り組むこと。
2. その際の主張点は、下記の通りとし、各地区の事情に合わせた主張と共に取り組むこと。
 - (1) 「全港・全職種適用」を労使合意したことを踏まえ、法改正を計画に書き込むことは困難でも、法改正への「土台」となりうる記述を工夫し書き込むよう主張すること。
 - (2) 現状の港湾・物流施設(マルチテナント方式など)に合わせて、「港湾倉庫・特定港湾倉庫」の指定のルールを変えていく土台ができるよう措置し、それが法の主旨に資することとなり、その方向を計画に盛り込めるよう措置するよう主張すること。
 - (3) 上記の課題を、詳細に書き込むことは難しくとも、具体的に進めるために「調査を進める」、「実情把握に努める」など、踏み込む内容へと計画に盛り込むこと。
 - (4) その他、地区の事情に対応した、港湾労働の安定に資する課題を計画に反映すること。
3. これまでの審議会の若干の経緯を整理し、添付するので参考にされたい。また、19年1～2月の地方審議会は予定通り設定されており、その場でも意見表明を取り組まされたい。その際の主張点などは、あらためて、指示します。

以 上

<添付> ①これまでの審議の概略 ②報告書(案) ③ 計画(案)

*上記②報告書(素案)と③計画(素案)が読みにくい場合は厚労省 HP を参考にされたい。

新たな「港湾雇用安定等計画案」の審議の概要

1. 労政審港湾労働専門委員会は、19年4月実施予定の新たな向こう5ヶ年の港湾雇用安定等計画について審議し、11月30日に開かれた第34回(計画の審議では3回目)専門委員会で、港湾労働専門委員会報告(素案)、及び、港湾雇用安定等計画(素案)の審議を行いました。しかし、残念ながら中央での組合側の提起にも拘らず、現段階では、組合側の主張点が明確に具体化され、書き込まれたものとなっていません。

一方、審議会では、「報告書」と「計画」の「素案」について、労働局を通じて各地方審議委員に意見を求め、これらを、12月26日に予定している4回目の審議に反映させて、報告書案と計画案の取りまとめを行うこととなっています。

2. 中央での審議の状況や議論の焦点となったことなどについて、以下の通り整理して報告し、地区審議委員の主張に活用していただくための資料とします。

(1) 組合側委員は、3回の審議を通じて、要旨次の点を強調してきました。

- ① 「計画」自体は、現行法と政省令の枠内において、法の主旨を徹底・具体化することを目的としていることから、立法措置を求めることや詳細に亘る現行制度の在り方の見直しまで書き込むことの限界性を承知しつつ、この間の、組合側の打ち合わせや年度方針の具体化に向けて主張してきた。
- ② その立場は、港湾労働法の主旨を全港的に、そして全職種にわたって徹底するためには、現行の枠内では実現が困難と考えられる課題を、労使協議の到達点を踏まえて主張するというものでした。
- ③ 第一には、労使合意した「港湾労働法の全港・全職種適用」への足掛かりとなる措置を新たな「計画」に書き込むことで、現行の適用条件とする根拠となったものが、地方港や検査職種に表れていないかを調査するなど、全ての港湾労働者に「港湾労働法の主旨を生かすべき方向性」を見定めることを主張してきた。
- ④ 第二には、港頭地域に多くの物流施設が建設され、稼働しているもとで、こうした施設における「港湾作業」、「港湾作業に前後する作業」における労働秩序の確保が求められ、その為には「港湾倉庫・特定港湾倉庫に指定すること」が喫緊の課題であり、その方向性と具体策を計画に書き込むことを主張してきた。
- ⑤ 第三には、日雇を限りなくゼロにし、常用労働者による港湾労働秩序の確立に向けて、現行の常用港湾労働者派遣制度の効率活用を主張してきた。また、港湾を魅力ある職場とするための安全確保や職場環境の維持を主張してきた。

(2) この主張の中で、厚生労働省は審議会の事務局として組合側の主張点の一部を取り入れた。

- ① その一つは、計画には書き込めないが、審議経過を親機関である「労政審雇用対策基本問題部会」に審議経過や課題を報告する「報告書」に「必要に応じ現行制度の在り方について検討してきた」と報告し、適用拡大や港湾倉庫を想定して、現行制度の見直しの議論に踏み込んだことを書き込んだこと。
- ② 第二には、同じ報告書に全港・全職種適用を「労使が合意したことに留意し」論議を重ねていく方向性を明記したこと。
- ③ 第三には、同じく報告書、並びに計画案に、港湾倉庫の適用について「より適正に

制度を適用していく」ために「適用に係る調査、貨物量の算定の在り方等」の検討を行うことを明記したこと。

- ④ 第四に、報告案で全港・全職種適用の労使合意や港湾倉庫の課題を取り上げ、この報告と計画が一体的に読まれ、活用することの意義を認めたこと。

3. 以上のような経過があるものの、組合側が年次方針や関係者の会議で確認してきたことからすれば、残念ながらその到達は不十分と考えざるを得ません。

については、各地方審議委員の各労働局との協議において、上記に整理した審議経過や組合側の主張を踏まえて、地区においても強く主張される取り組みを重ねて要請します。

なお、労側審議委員は、各地区での組合側の主張を盛り込む努力を踏まえて、方針具体化のために奮闘する決意で、第4回目(12月26日)の審議に臨みます。

以 上